

令和4年度

奈良市立鳥見小学校いじめ防止基本方針

(学校番号 425)

学校名 奈良市立鳥見小学校

学校長 中 忠勝

〇いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）が施行され、奈良県いじめ防止基本方針が平成28年3月に策定されました。それを受けて、奈良市でも奈良市いじめ防止基本方針が平成30年2月に策定、平成30年4月1日から施行され、鳥見小学校でも、「いじめ防止基本方針」を策定致しました。 平成30年5月

1. いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

《いじめの定義》

- ・ 行為をした者とされた者も児童であること
- ・ A と B の間に一定の人間関係が存在すること
- ・ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ・ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

※1回限りであっても「いじめ」である

(2) いじめに対する理解について

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な人格の育成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある極めて深刻な人権問題であり、決して許されるものではない。

いじめが起これば、聞き取り調査を行い、教職員で共通理解し具体的な指導支援を行い、くり返さないように家庭と共に連携し、注視していくことが大切である。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童一人一人が理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう一人一人の人権を大切にす態度の育成が、いじめの予防につながるものとする。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員だけで判断することはなく、学年部やいじめ対応教員、生徒指導部主任、管理職に相談し、いじめ対策委員会として判断する。

○いじめの態様として、以下のようなものが挙げられる。

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれや無視される
 - ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
 - ・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
 - ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる
- など

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

いじめは、どの学校でも、どの子にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる、威嚇等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。さらに、いじめは行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあると認識し、対処していく。

加えて、いじめの加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在にも注意を払い、教職員一人一人が集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにしていく。

2. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

いじめを生まないために取り組むべき3つの課題の具体化

①規律（きちんと学校生活を送らせる）

- ・教職員の共通理解のもと「鳥見っ子のきまり」等のルールの徹底

②学力（児童がわかる授業を通して基礎的な力を身につけさせる）

- ・確かな学力を身につけさせるための手立ての徹底
- ・「ユニバーサルデザインの考え方を活かした授業づくり」の研究
- ・校内研修、教職員研修、教材研究による教員の力量アップ

③自己有用感（「周りから認められている」と実感できる場を作る）

- ・「あたりまえだけど大切なこと10カ条」
- ・人権的アプローチ
全校一斉SS学習（ソーシャル・スキル学習）を実施
毎月11日「人権を確かめる日」では、人権に関わるさまざまな領域の全校朝放送
あらゆる教科で人権教育の推進
- ・特別支援教育的アプローチ
特別な配慮が必要又は、支援を必要とする児童については、インクルーシブ教育部との連携

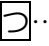
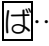

- いじめのない明るい楽しい学校・学級づくりの推進
児童会、あいさつ運動、スポーツ大会、委員会活動の推進
たてわり活動の活用、学校行事等の活動
鳥見っ子ふれあいパークの活用
- 一人一人を認め合える学年経営・学級経営の実践
- ICT 情報モラル教育の授業（ゲストティーチャーを招聘）

④その他

- 教育相談の活用、SC（スクールカウンセラー）との連携
- 関係諸機関との連携
いじめ防止生徒指導課、教育支援・相談課、子育て相談課、子ども家庭相談センター 奈良西警察 等
- 地域との連携
登校下校時の見守り活動、学習ボランティア
富雄中学校区少年指導協議会との連携
- 保護者との連携
参観・懇談の実施
人権参観を年 1 回実施（人権について保護者へ啓発、理解、連携を図る）
学校教育アンケートを実施（いじめの項目を設け、教育に反映させる）
- 研修等を開催、参加
教職員や保護者、地域等、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める

(2) いじめの早期発見について

①組織

- いじめに特化した「いじめ対策委員会」を設置
いじめの報告を受けた時に組織的に対応する。
- 「つばさの会」校内委員会を設置
※「つばさ」とは、…つながり、…居場所、…支え合い
毎月 1 回定期的に関会し、全職員間での情報の共有、対応の方向性の統一を行う。

②実態調査

- 県いじめアンケート、保護者いじめアンケートを実施
県いじめアンケートは学期ごとに年 3 回、保護者いじめアンケートは 1 学期に調査を行う。
アンケートの結果について、児童に聞き取り調査を行い、解決していく。
- 生活アンケート・ASSESS（学校満足度調査）を実施
各学級で任意で実施し、今後の学級経営に活かしていく。
- 観察視点チェックリスト（児童用）、振り返りチェックリスト（教師用）を実施

③保護者との連携

- 家庭訪問、個人懇談等定期的に行うだけでなく必要に応じて行い、相談しやすい関係を構築
電話や連絡帳等を通じて、迅速に情報・対応の方向性を共有する。

(3) 迅速な対応について

①被害者の保護

- ・直ちに児童の安全を確保し、いじめを受けた児童、いじめを知らせてきた児童に対して守り抜く意志を伝える。

②担当者及び教職員に連絡

- ・いじめの発見や情報を担任、学年部、生徒指導担当、管理職に早期に連絡し情報を共有する。

③校内委員会に連絡

- ・いじめの情報共有、いじめの認知、指導方針を立て、組織的に対応する。

④関係児童への聞き取り

- ・被害児童、加害児童、その他関係児童に対して個別の聞き取りを行い、情報を集約する。
- ・その後関係児童の参加の下、事実の確認を行う。

⑤関係児童への指導

- ・加害児童、被害児童、その他関係児童への指導を行う。

⑥保護者への連絡

- ・関係児童保護者に事実の報告を行う。

⑦市教委への連絡

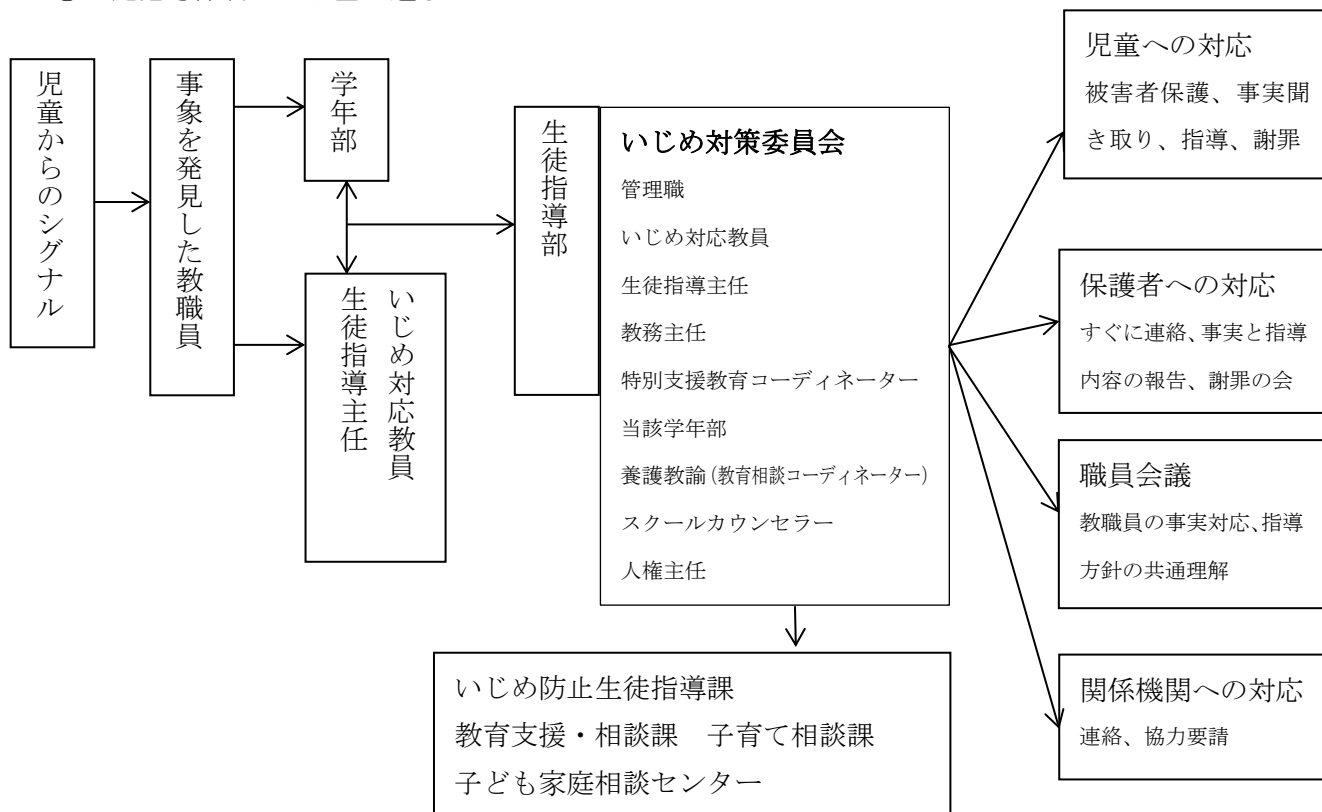
- ・いじめ防止生徒指導課へ報告連絡をする。

⑧再発の防止

- ・学級、学年或いは学校全体で、見守りを行い、機会あるごとに声をかけ、常に気にかけていく。

(4) 組織及び体制について

①生徒指導体制 下図の通り



②いじめ対策校内委員会

- 管理職、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、該当学年部、養護教諭（教育相談コーディネーター）、スクールカウンセラーで構成する。

③教育相談体制

- いじめの相談だけでなく、児童の特性（社会性やコミュニケーション、行動特性等）も含めた相談できる体制を整備する。

生徒指導部、特別支援教育コーディネーター、いじめ対応教員、養護教諭、教育相談コーディネーター、SSW担当コーディネーター、スクールカウンセラー、等

- 教育相談の活用だけでなく、電話・メール相談窓口についても周知する。

④外部機関及び地域との連携

- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、市教委への報告、必要に応じて関係機関・専門機関との連携のもとで取組を進める。
- 地域において、いじめに関する課題が生じた場合、地域の諸団体（富雄中学校区連絡協議会、安全推進委員会、学校運営協議会、小学校運営委員会 等）と連携促進を図り、地域全体で対応する。

⑤校内研修

- 全ての児童に承認感、満足感、自己有用感を体感する機会を提供し、児童の自己肯定感が高められるような取り組みを行う。また児童を見守り信頼関係の構築に努めいじめを見抜くアンテナの感度を高められるよう、さまざまな機会を通して研修を深める。

（5）特に配慮が必要な児童への対応

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚保護者を持つなど外国につながる児童生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童
- 性同一性障害や性的指向・自認に係る児童 LGBT
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童

上記の児童を含め、学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた必要な支援を行うとともに、周囲の児童に対する適切な指導を組織的に行うよう努める。

3. 重大事態への対処

(1) 重大事態について

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条1項号に係る事態）

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

② 「相当の期間」学校を欠席すること余儀なくされている場合（法第28条1項2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至った等の申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

重大事態が発生した場合は、被害者の安全確保を第一に行う。速やかに市教育委員会へ報告し、事実の調査を行う。調査を行う場合「いじめに特化した校内委員会」を設置し市教育委員会の指示の下に聞き取りや調査を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告について

被害者の保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について必要な情報を提供する。また情報提供にあたっては、適時適切な方法で人権や個人情報を守ることに留意する。